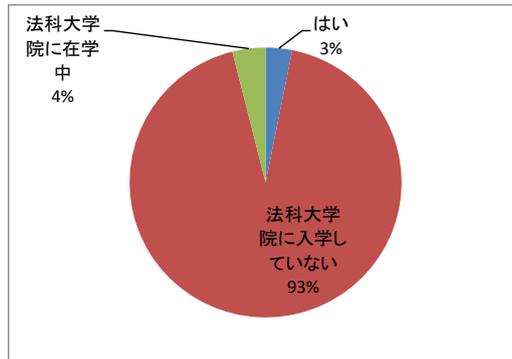


第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

1、法科大学院修了の有無—あなたは法科大学院を卒業しましたか？

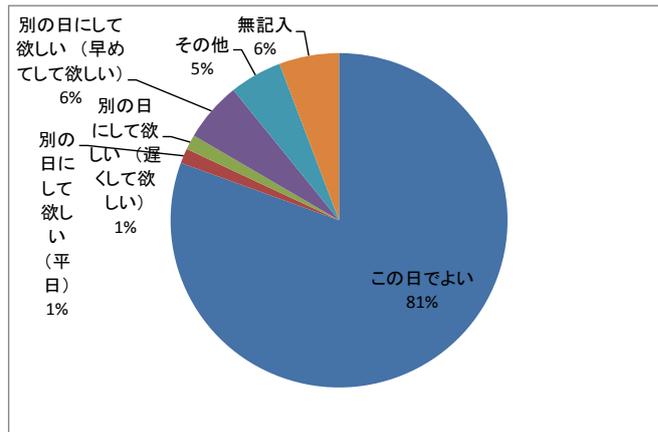
はい	4
法科大学院に入学していない	118
法科大学院に在学中	5
法科大学院を中退した	0
無回答	12



2、日程等について—試験日について

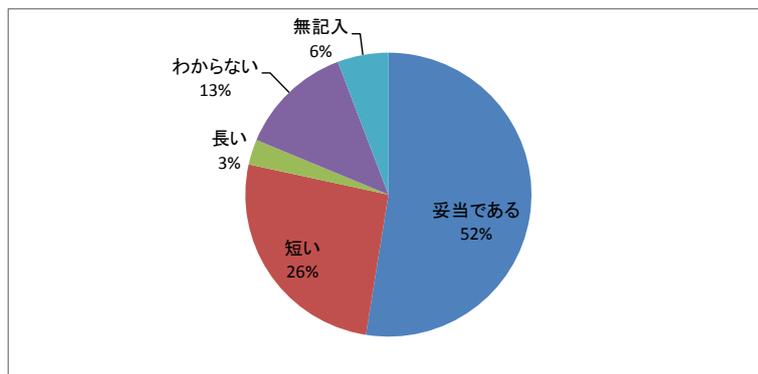
この日でよい	112
別の日にしたい（平日）	2
別の日にしたい（遅くして欲しい）	2
別の日にしたい（早めてして欲しい）	8
その他	7
無記入	8

- ・土曜日にして欲しい。
- ・公務員試験と重ならない日
- ・ゴールデンウィーク明けは仕事が溜まっているので6月以降にして欲しい。
- ・適性試験の願書受付より前にすべし。



3、論文式試験までの期間について

妥当である	73
短い	36
長い	4
わからない	18
無記入	8

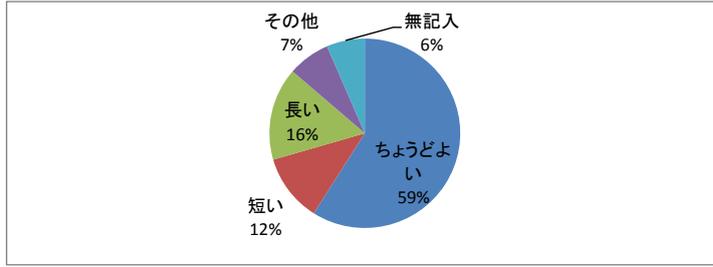


第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

4、全体の試験時間について

ちょうどよい	82
短い	16
長い	22
その他	10
無記入	9

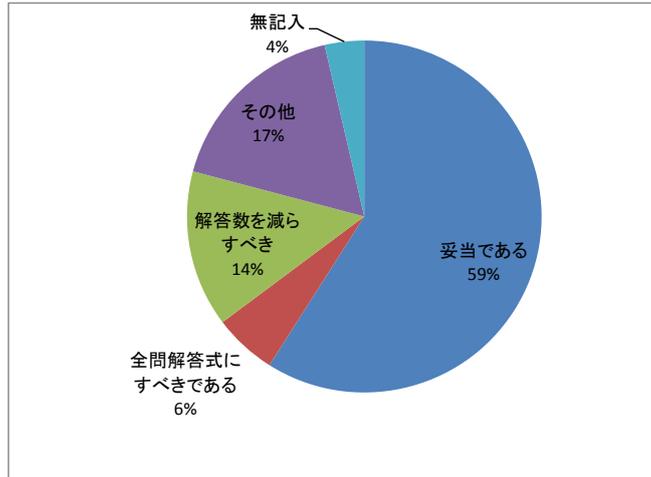
- ・公法系と刑事系は、合わせて2時間でやった方がよい。
- ・無駄に休憩が多すぎ



5、一般教養科目について(5)一般教養科目は、人文科学、社会科学、自然科学及び英語の合計40問のうち20問を選択する方式でしたが、この方式について

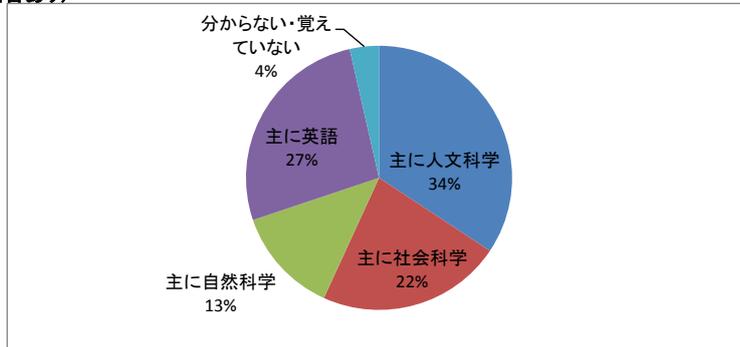
妥当である	82
全問解答式にすべきである	8
解答数を減らすべき	20
その他	24
無記入	5

- ・英語の比重が高すぎる。
- ・人文科学、社会科学が難しくすぎて点が取れないので、英語ができる人が有利。
- ・問題数はちょうどよいが、内容が。。。国立、行政書士、法学検定のテキストで勉強したが、なんとなく的外れ
- ・旧司法試験の方法に。
- ・現代文やききとり試験など国語力を意識した問題がよい。
- ・一般教養は辞めるべき(6)。
- ・破産法、労働法を選択科目にすべき。実務法曹登用試験の一環としてこの種の科目を課す必要がない。
- ・50問中30問選択にして1問2点にして欲しい。時間は90分でよい。
- ・大学を出て20年以上たった社会人には無理。
- ・回答数を減らすか、大学の一般教養の単位取得の人は必要ない(3。)



6、あなたは主にどの科目を選択解答しましたか。(複数回答あり)

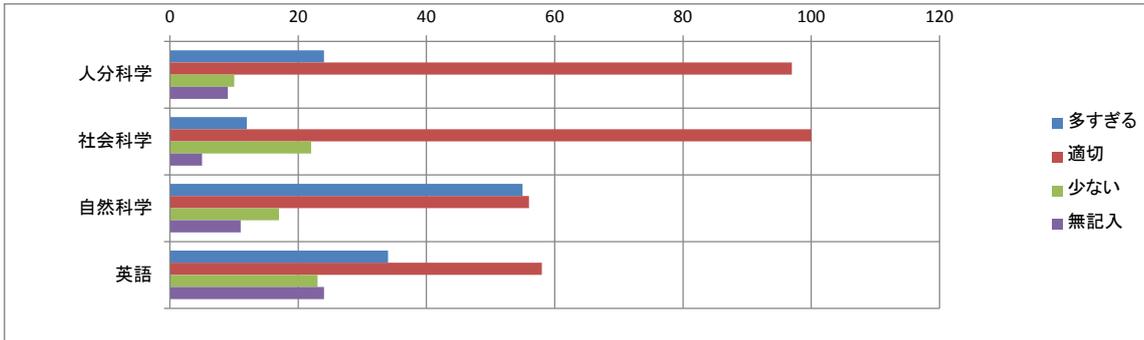
主に人文科学	58
主に社会科学	38
主に自然科学	22
主に英語	45
分からない・覚えていない	6



第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

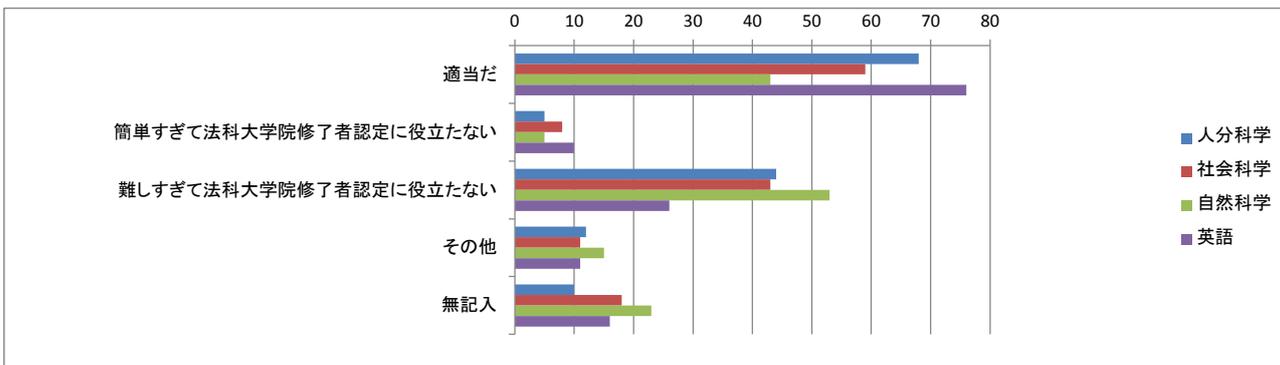
7. 分野ごとに設問の数(出題分野のバランス)は適切ですか。

	多すぎる	適切	少ない	無記入
人分科学	24	97	10	9
社会科学	12	100	22	5
自然科学	55	56	17	11
英語	34	58	23	24



8-1. 一般教養科目の当否について

	適当だ	簡単すぎて法科大学院修了者認定に役立たない	難しすぎて法科大学院修了者認定に役立たない	その他	無記入
人分科学	68	5	44	12	10
社会科学	59	8	43	11	18
自然科学	43	5	53	15	23
英語	76	10	26	11	16

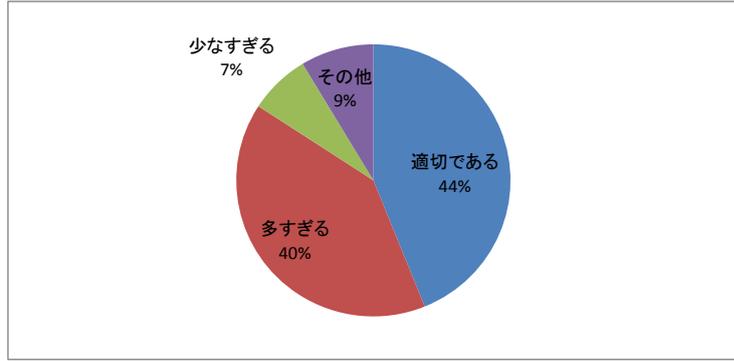


- ・弁護士業という職業の自由の制限として、合理的関連性がなく違憲であり直ちに廃止すべき。
- ・法科大学院修了者レベルがどの程度かわからないが、旧司法試験の択一よりはやさしくなったと思う。
- ・法科大学院修了者がこの問題を8割クリアできるとは思わない。
- ・司法試験合格者でも一般教養で合格点はとれないと思う。
- ・法科大学院修了者認定に役立たない。
- ・法曹となるにふさわしい人材を選抜するのに、雑学とも思える知識を問う必要があるのか疑問。
- ・予備試験は公務員試験でないので、この科目はなくてもよい。
- ・法科大学院を法曹養成の専門機関と位置づけ、その修了者と同等の教養を有することを判定するというのであれば、その視点からの問題を出すべきである。教養と言うより専門的すぎる。
- ・知識偏重で、旧試験の反省がない。

第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

8-2.短答式試験全般に対する一般教養科目のウェイトとして、今回の試験の量は適切でしたか。

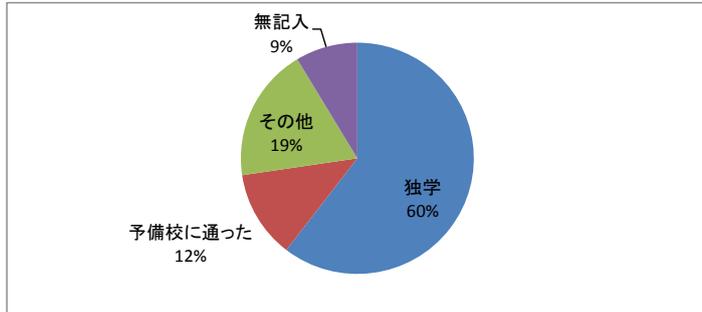
適切である	61
多すぎる	56
少なすぎる	10
その他	12



- ・一般教養科目自体必要ない(3)
- ・法科大学院の適正試験より範囲が広い。
- ・そもそもどうやって修了者と同等の教養と決めたのか問題のレベル的にわからない。
- ・ウェイトが高いことに加え問題の質が悪すぎる。特に人文。

9. 一般教養科目試験の受験準備として何をしましたか。

独学	84
予備校に通った	17
その他	26
無記入	12



- ・予備校の無料説明会以外は独学

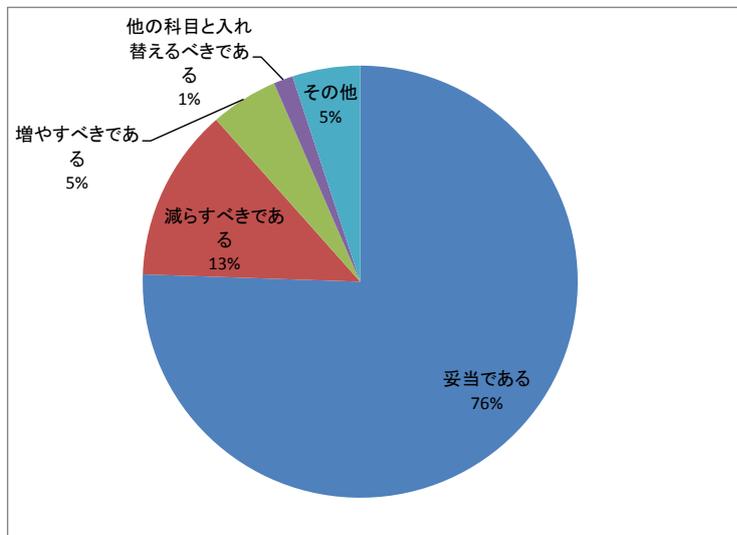
10. 法律基本科目は憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法ですが、この7科目で妥当ですか。

妥当である	105
減らすべきである	18
増やすべきである	7
他の科目と入れ替えるべきである	2
その他	7

商法(8)・行政法(15)民事訴訟法、刑事訴訟法(1)
国際法(3)・労働法・倒産法・選択科目。新司論文選択科目の全て：1科目5問×8=40問、全問選択、80分で実施して欲しい。消費者法・環境法

- ・減らせないと新司の短答式と同一内容で同じ日に試験をやり、受かれば来年以降新司の短答は免除する。なぜなら、そもそも司法試験とは論文試験だったので、あまり受験生が増えて採点するのは大変になったので、短答式をつかった。それなら一度高いレベルの短答を受けさせ、それに合格すればもう充分で2度やらせる必要はない。

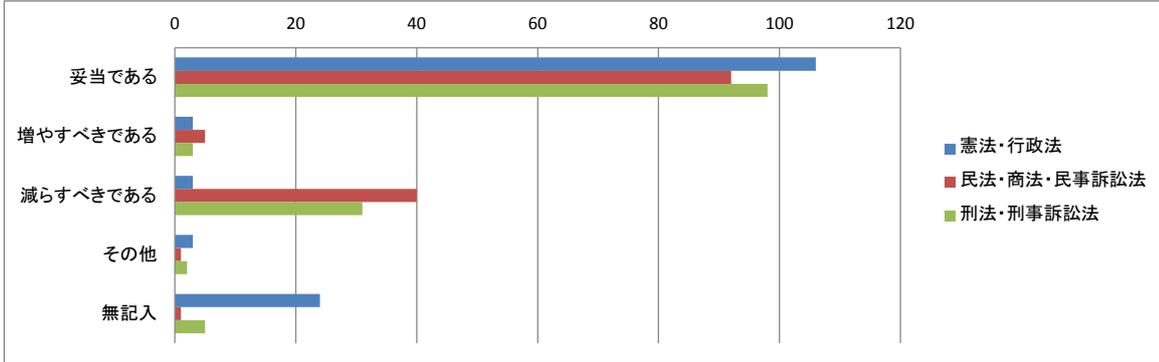
- ・行政法でなく労働法、倒産法。



第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

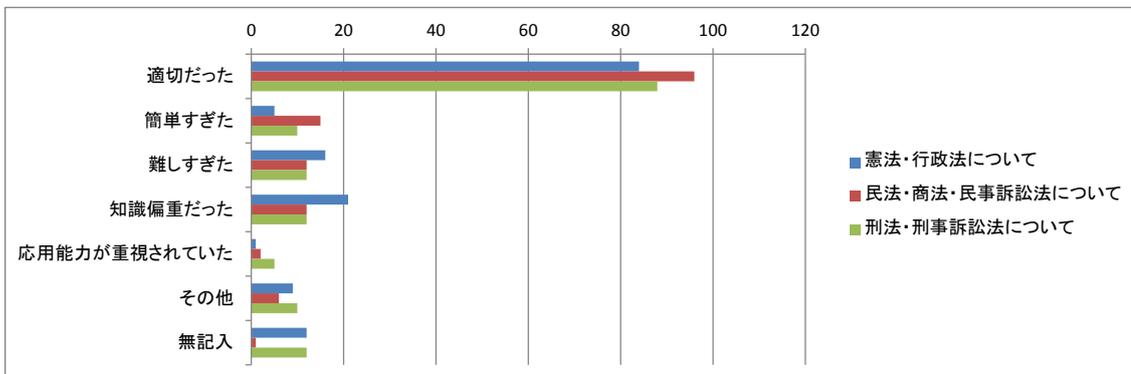
11. 法律基本科目について、試験時間と比較して問題数は

	妥当である	増やすべきである	減らすべきである	その他	無記入
憲法・行政法	106	3	3	3	24
民法・商法・民事訴訟法	92	5	40	1	1
刑法・刑事訴訟法	98	3	31	2	5



12. 法律基本科目について今回問われた知識・能力は法科大学院課程修了者と同等の学識及びその応用能力を有することを判定するためのものとして、どのように感じましたか(複数回答可)

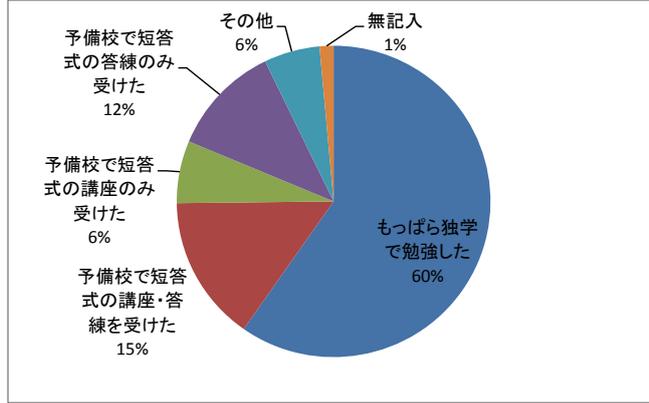
	適切だった	簡単すぎた	難しすぎた	知識偏重だった	応用能力が重視されていた	その他	無記入
憲法・行政法について	84	5	16	21	1	9	12
民法・商法・民事訴訟法について	96	15	12	12	2	6	1
刑法・刑事訴訟法について	88	10	12	12	5	10	12



第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

13 法律基本科目短答式試験の受験準備として何をしましたか

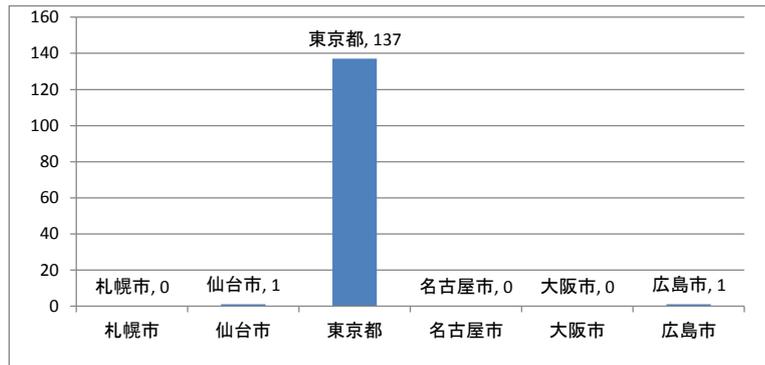
もっぱら独学で勉強した	83
予備校で短答式の講座・答練を受けた	21
予備校で短答式の講座のみを受けた	9
予備校で短答式の答練のみを受けた	16
その他	8
無記入	2



—基礎知識インプットのみ予備校を利用し、問題演習は市販問題集で独学、問題文が長い

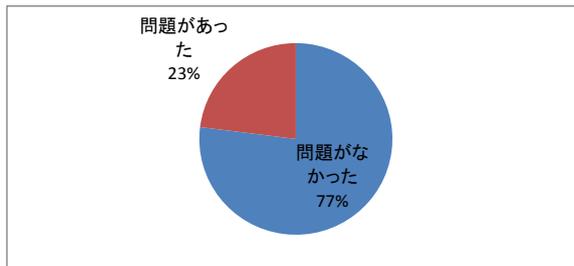
14 あなたの試験会場はどちらですか

札幌市	0
仙台市	1
東京都	137
名古屋市	0
大阪市	0
広島市	1



15 あなたの試験会場は机・椅子・環境等問題はありませんでしたか。

問題がなかった	107
問題があった	32



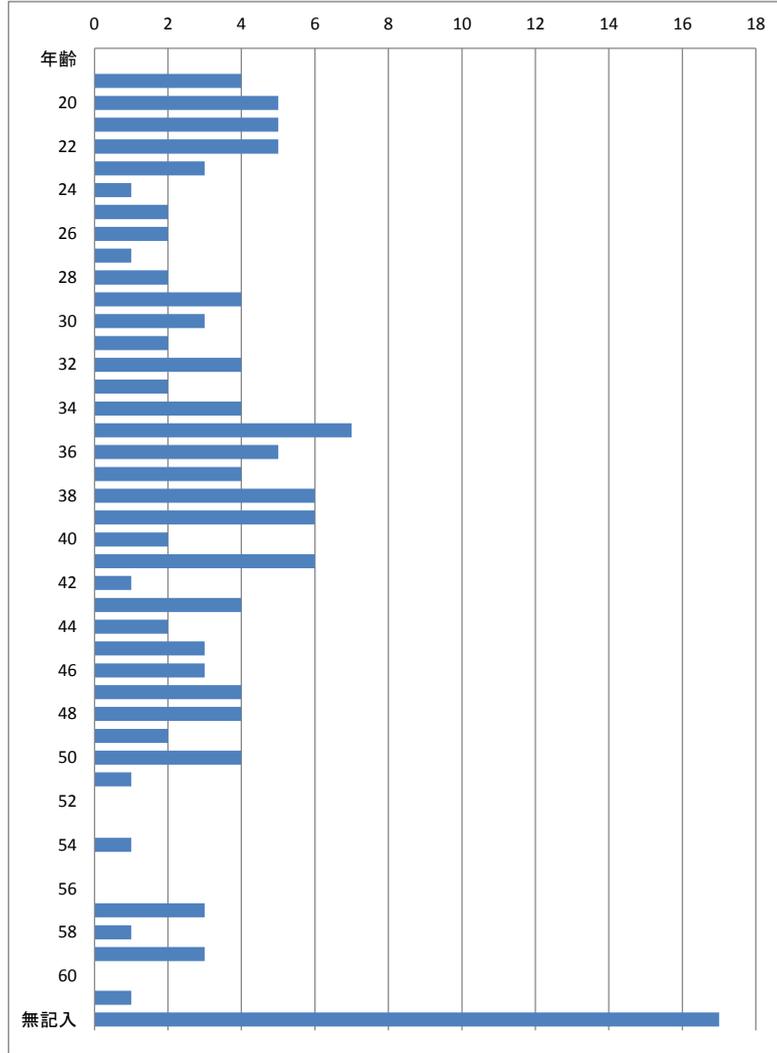
問題があった内容

- ①机が斜めでエンピツの向きによってはころがる。部屋によって荷物の収納スペースや隣の試験者との間隔が狭く、作業スペースが十分でない(3)。
- ②机の高さに対してイスが高すぎやりにくかった。(3)
- ③窓があいていたので、騒音が気になった(4)。
- ④早稲田は窮屈で前の受験生の背中が答案のマークシートにぶつかった(2)。
- ⑤早稲田は椅子、机が狭すぎる。トイレの数が足りない(7)。
- ⑥終了の合図で2回目の注意でエンピツを置いた人が失格になるのは甘い。
- ⑦空いていた隣の席に試験管がもたれかかっていたので気になった。
- ⑧明大会場は隣との距離が近すぎる(2)。
- ⑨早稲田のサークルだが大声を出しており、うるさかった。
- ⑩椅子が固くて、外の明大生がうるさかった。
- ⑪人が多い割に窓がなく、暑くて空気が悪かった。
- ⑫壁掛け時計がどこにもなかった。
- ⑬狭くて暑いので窓と入り口のドアを開けていたが、風で答案用紙が飛ばされた。
- ⑭休み時間中、トイレの前に長蛇の列ができ、20分程度待たされた。これは、当初、試験室のあるフロア以外の受験生の移動を禁止したこと起因する。後にトイレの使用に限り他のフロアへの移動が認められたが、そもそも、このように受験生の行動の自由を制限すること自体がおかしい。
- ⑮換気が不十分であった。

第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

16 あなたの年齢はいくつですか。

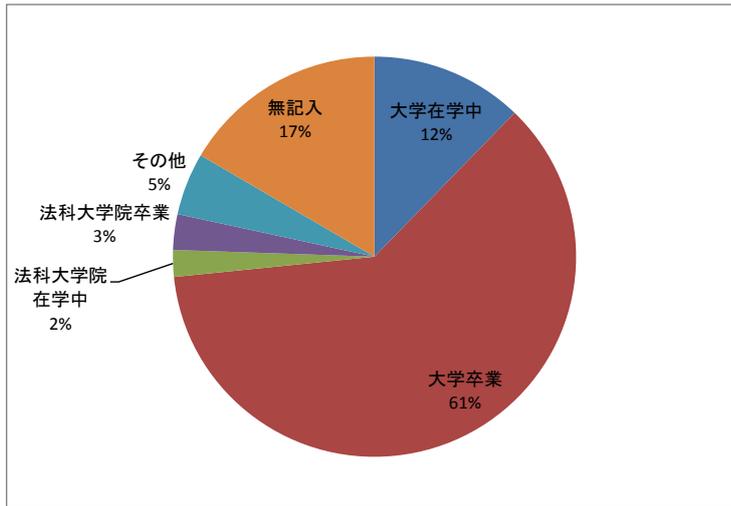
年齢	人数
19	4
20	5
21	5
22	5
23	3
24	1
25	2
26	2
27	1
28	2
29	4
30	3
31	2
32	4
33	2
34	4
35	7
36	5
37	4
38	6
39	6
40	2
41	6
42	1
43	4
44	2
45	3
46	3
47	4
48	4
49	2
50	4
51	1
52	0
53	0
54	1
55	0
56	0
57	3
58	1
59	3
60	0
61	1
無記入	17



第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

17 あなたの最終学歴を教えてください。

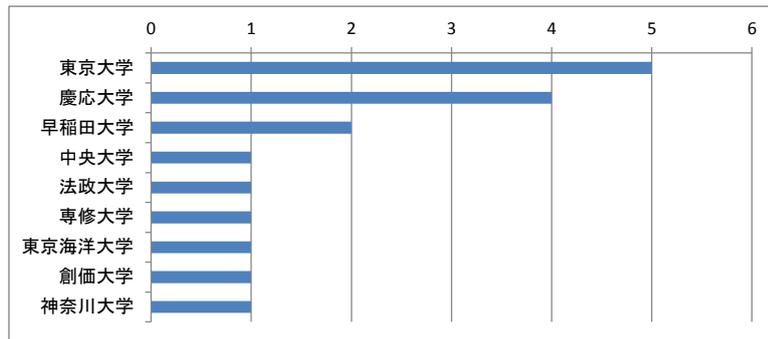
大学在学中	17
大学卒業	85
法科大学院在学中	3
法科大学院卒業	4
その他	7
無記入	23



大学在学中

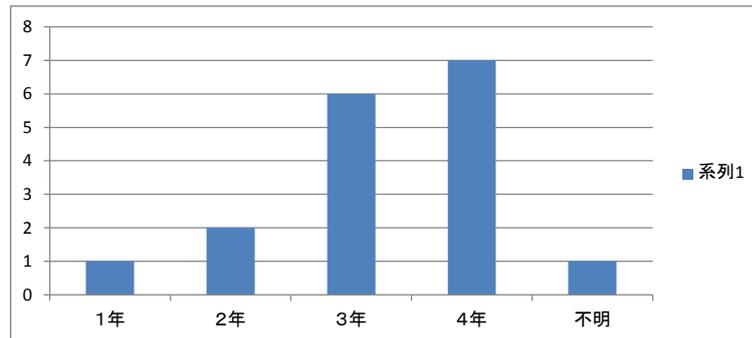
大学別

東京大学	5
慶応大学	4
早稲田大学	2
中央大学	1
法政大学	1
専修大学	1
東京海洋大学	1
創価大学	1
神奈川大学	1



学年数

1年	1
2年	2
3年	6
4年	7
不明	1



第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

既卒

大学別

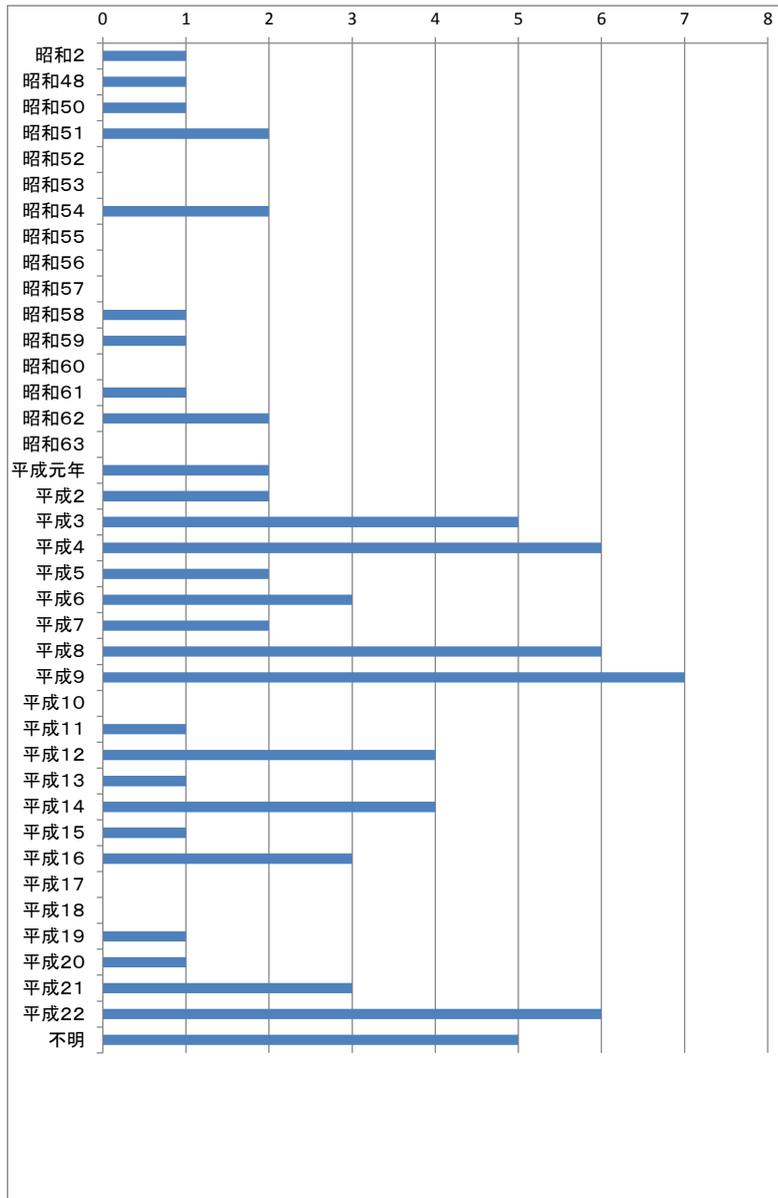
中央大学	15
早稲田大学	8
東京大学	7
明治大学	7
京都大学	6
日本大学	3
専修大学	3
慶応大学	3
法政大学	2
東北大学	2
大学(私立大学1名)	3
青山学院大学	2
高校(静岡市立商業高校1名)	3
立命館大学	1
明治学院大学	1
北海道大学	1
文京大学	1
同志社大学	1
東洋大学	1
都立大学	1
津田塾大学	1
短期大学	1
拓殖大学	1
大阪大学	1
千葉大学	1
静岡大学	1
静岡県立大学大学院薬学研究科	1
神奈川大学	1
京理科大学大学院理学研究科	1
関西学院大学	1
沖縄大学	1
横浜国立大学	1
一橋大学	1
ジュネーブ大学	1



第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

卒業年数別

昭和2	1
昭和48	1
昭和50	1
昭和51	2
昭和52	0
昭和53	0
昭和54	2
昭和55	0
昭和56	0
昭和57	0
昭和58	1
昭和59	1
昭和60	0
昭和61	1
昭和62	2
昭和63	0
平成元年	2
平成2	2
平成3	5
平成4	6
平成5	2
平成6	3
平成7	2
平成8	6
平成9	7
平成10	0
平成11	1
平成12	4
平成13	1
平成14	4
平成15	1
平成16	3
平成17	0
平成18	0
平成19	1
平成20	1
平成21	3
平成22	6
不明	5

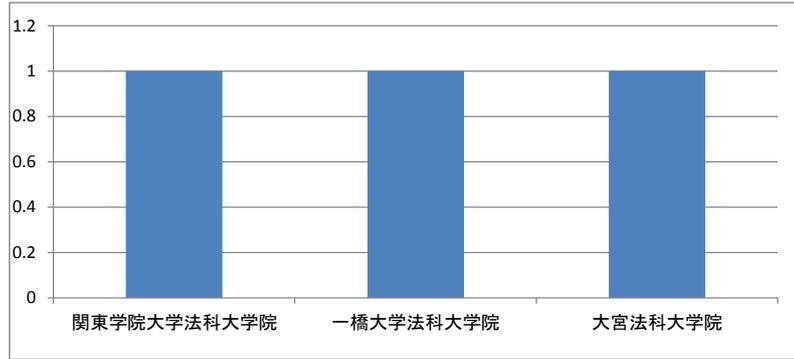


第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

法科大学院在学中

大学別

関東学院大学法科大学院	1
一橋大学法科大学院	1
大宮法科大学院	1

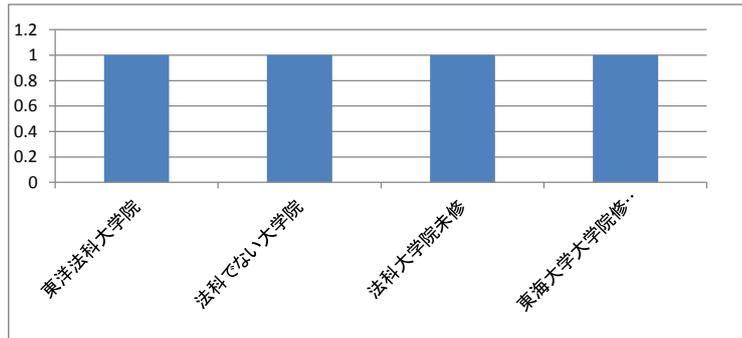


未修・既修

既習2年目	1
未修3年目	1
未修1年目	1

法科大学院卒業

東洋法科大学院	1
法科でない大学院	1
法科大学院未修	1
東海大学大学院修了平成4年	1



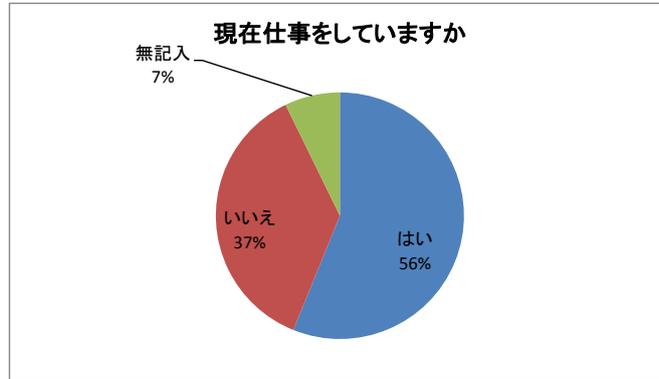
第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

その他

船橋情報ビジネス専門学校平成10年卒	1
高校卒業(大学除籍、短期大学)	1
アルバイト	2
海外の大学に在籍	1
大学院法学研究科修士1年	1
慶応大学大学院修士課程修了平成9年	1

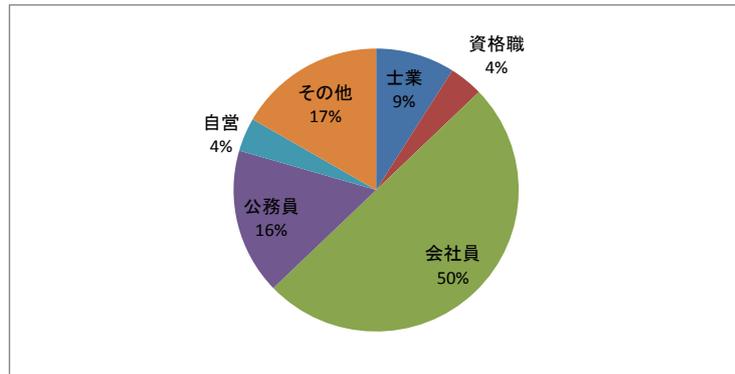
18. 現在、仕事をしていますか

はい	78
いいえ	51
無記入	10



就業中の職業別

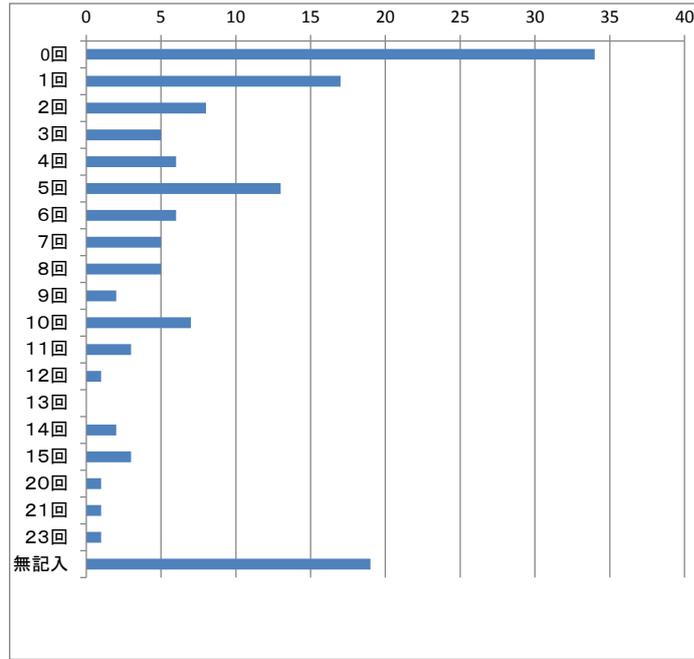
士業	7	公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士
資格職	3	薬剤師、小学校教員
会社員	39	IT関係、銀行、メーカー、商社、保険会社
公務員	13	国家公務員、地方公務員
自営	3	
その他	13	派遣社員、パート、特殊法人職員、ベビーシッター員、警備員、公益法人、家事手伝い、独立行政法人



第1回(2011年度)司法試験予備試験短答式試験アンケート集計結果

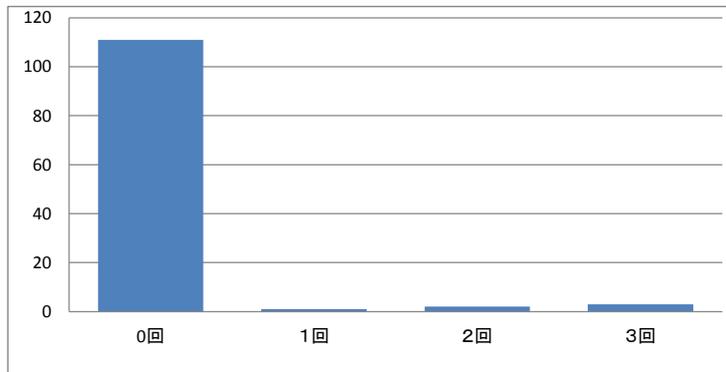
19. 旧司法試験受験回数

回数	対象人数
0回	34
1回	17
2回	8
3回	5
4回	6
5回	13
6回	6
7回	5
8回	5
9回	2
10回	7
11回	3
12回	1
13回	0
14回	2
15回	3
20回	1
21回	1
23回	1
無記入	19



20. 新司法試験受験回数

回数	対象人数
0回	111
1回	1
2回	2
3回	3
無記入	22



(16) 試験監督などについてご意見がありましたらお書きください

- ①みなさん親切でした (3)。
- ②飲食禁止なのに隣でアメをなめていた。
- ③机上の物について旧司法試験より過剰であった。ふで箱、定規で注意された。
- ④各科目終了後の答案の回収が長い (4)。
- ⑤試験中に何度も教室の通路を歩かないで欲しい。
- ⑥回答の回収がてぎわよかった。
- ⑦試験は自己責任でシャープペンの使用を認めて欲しい。
- ⑧試験科目ごとに同じアナウンスが繰り返されるので、時間がかかりすぎると感じた人もいた。
- ⑨時間の配分、スケジュールは再考の余地あり。余裕を持たせ、適当な時間にお昼となると、今回のようになってしまうか。
- ⑩教室の一番前に立っていた監督者があくびをしていた。
- ⑪めがねを鞆の中にしまうように言われたが、ティッシュ、ハンカチは何も言われぬのが不思議。
- ⑫試験中にストレッチをするなど、気が散るので辞めて欲しい。
- ⑬答案用紙回収後、確認作業に戸惑っていた。

(17) その他、予備試験についてご意見がありましたらお書きください

- ①全体的に1問、2分と考えたときに時間あたりの問題の文章量が多い。
 - ・金銭的な面で「就学費用+生活費」を十分用意しての法科大学院入学は困難なため制度自体はありがたい。これからも続くとよい。(2)
- ②法科大学院に行けない人に機会を与えるもので良い制度である (3)。
- ③休日のアンケート調査ありがとうございました。
- ④法科大学院は結局、大学側がもうかるだけで司法の道は広がっていないと思うので、予備試験はありがたい (2)。
- ⑤予備試験の合格率低くしすぎると、合格が極めて困難になり意味がない。法科大学院生のレベルが低下している現状では、一定レベルであれば合格させ、法科大学院生と競争させるべき。また、短答試験の一般教養科目が難しすぎる。法科大学院修了生や大学卒が殆どであると思われるので、態々、一般教養科目をする必要があるか疑問。
- ⑥新司の受験者が約8700人、予備試験が約6400人であるなら合計約15,000人。昨年の旧司の受験者と変わらないので2つに分けないで、一本で従来のように5月択一、7月論文、10月口述で2000人合格の方が真の意味で平等の選考ではないか。また、広く優秀な人材が集まる可能性があり、新司も予備も一発勝負の方が今回のように法律科目は78.1%が同じ問題でやる意味は乏しいと思う。今のままだと新司2000人+α予備となり、結局、新司の二次試験で不合格者が増えるだけで、司法制度改革は裁判員制度は成功したが合格者の少なく生徒も少ないロースクールは失敗ということになり、社会経験のない弁護士が増えて新聞雑誌に掲載される弁護士がでる。新司、予備合同で7科目同じ択一、論文試験を法務省に提案して下さい。
- ⑦ロースクールの理念経緯は、わかるが制度自体について金銭的余裕のない者は結局、旧試の方が公平な気がする。ロースクールに行けない者にはかなり酷である。家から通えるロースクールがない者は、法曹資格をあきらめるべきか。放送大学など通信制のロースクールができない限り、新司法試験受験資格について差別を感じる。元の旧司法試験に戻してもらいたいという友人がたくさんいる。

⑧合格者を増やして欲しい（8人）。

⑨一般教養は不要（9）。多様な人材を法曹へ送りたいのであれば、ロースクール制度よりもむしろ予備試験合格者を重視すべき。制度が変わっても予備校に頼りにすることはかわらない。

⑩旧司法試験と同様の回数（択一、論文、口述）を受けた後に新司法試験を受ける必要があるのは時間も労力も無駄。新司法試験をどうしても残したのであれば。そこで、ふるいをかけるよう予備試験は択一と論文のみ、または択一のみとでもっと簡素化すべき。

⑪教養のウエイトは下げるべき。出題範囲を日本史から2問、世界史から2問、数学から2問と予め決めて欲しい。クリントイーストウッドを出したり、氷河期出してどうしたいのは不明。

同じ趣旨であり（2件）。

⑫予備試験制度が始まり、司法試験を受験しようとした年から受験資格が変わって受験できなかったものがある。ドイツの司法試験では合格するのに10年かかると聞く。法とは理解と共に人生経験も必要だと思う。そのため予備試験は25才もしくは30才以上の制限を設け

⑬法務省の予備試験に関する情報が少なく、もっと公開して欲しい。ロースクール在生について他の受験生との格差を考慮し配慮や区分をして欲しい。ロースクール在生は少なくとも時間、環境、経済面ではその他の受験生とは大きな差があり新司法試験の受験の機会も高い確率であり、予備試験受験可能というのはロースクールに様々な理由で断念してこれを受験する方々に対する公平感がない。合格率も不明で基本ロースクール卒業が条件となるなら旧試験時代も受験を認めていたことなども同じであるが、少なくともロースクール在学等現役に近い者に制限を加えるべきと考える。受験資格をとわず、経済的、環境的にこの試験を受けている者に配慮した試験制度を検討して欲しい。

14、今回、広い試験会場で大丈夫だったが、過去、明治大学でサウナ状態で試験を受けたことがある。受験会場で差がでないように手配して欲しい。司法制度改革の目的の1つは他学部から法曹になる道を広げるためであったはず。近年、逆行している気がする。もっと理系有利にしてもいい。医療訴訟や特許関係は理系が必要。

15、株価、映画、文学の専門知識が教養科目と称して試験された。弁護士業の職業制限である司法試験の規制目的は、法律知識に欠ける者の弁護士業を禁じることで、依頼人を保護することにある。すると上記文学等は何ら合理性がなく違憲である。また、教養とは名ばかりで実質はすべて専門知識を求めるものであった。それに対して異議を唱えない日弁連は、法律の専門集団でなく、単なる業界の利益集団である。

15、口述は不要である。法科大学院の方でも物理とか知っているとは思えないので自然科学は

16、司法試験の受験要件としての院卒業をすぐになくすのは無理としても、院へいかななくても司法試験を受けられるようにすべき。

17、予備試験はあくまで大学院修了を判定するものであれば、受験生の何%が合格という基準を設定するのはおかしい。また、予備試験とは直接関係しないが、社会人が働きながら通える大学院をもっと増やして欲しい。現状では予備試験ルートしか検討できず、旧司法試験

18、法科大学院を中心に考え、予備試験は受験生に対する侮辱である。

19、法科大学院卒業者には一般教養科目が課されていない以上、予備試験者のみ課するのは不公平。また、法科大学院在学中に予備試験を受けるならば、卒業後の受験回数に予備試験の回数を加えるべき。そうしなければ金持ちだけが不当に受験回数が増えて不公平。

20、新司法試験の受験資格を廃止し、予備試験も廃止すべき。そもそもロースクールで学ばない限り、法を取得できないとする考え方はあるべき法の姿から疑問。不幸にも現在の法曹養成制度が維持されるのであれば、予備試験を単位制にすべきと考えます。ロースクールでも単位制であるので、法曹養成制度の速やかな改善を求めます。

- 21、時間割をもっと工夫して欲しい。家を早く出て13：15まで昼食がとれないのはきつい。12：30には昼食が取れるようにして欲しい。
- 22、予備試験は廃止し、弁護士会で弁護士試験を始めるのは如何。
- 23、素晴らしい制度だと思う。どんなに難易度があがっても、中卒で弁護士になる道が開かれたと思うと、これから先、大学全入時代に対する警鐘になる。
- 24、合格の目安を予め知りたかった。私は法学部も出てない主婦ですが、弱い立場にある人のために弁護士を眼ざし受験しました。
- 25、全体的にその知識があるかあとって何の役立つのか。法科大学院生がそれを知っているか疑問。新司法試験制度自体が法科大学院修了を前提にしており、時間、金ともに余裕のある者しか法曹への道が狭まり、多様な人材を確保するのは難しい。予備試験に合格しても新司法試験を課せられると時間的にも負荷となり、社会人はあきらめざるを得ない。以前の旧司の方が地道な努力家にチャンスを与えてくれた。
- 26、ロースクール制度があまりうまくいってないなら、予備試験受験ルートと極端に差をつけないで欲しい。
- 27、東大卒より東大中退の方が評価が高い外交官試験のようにならないことを願う。東大、京大等の難関国立大学に有利になってしまう。そうするとロースクール制度の存在意義が再度問われる。
- 28、一般教養問題が社会人が受けづらい問題になっている。時事問題を多くするなどして欲しい。
- 29、新司法試験4日のうち2日は平日、2日は土日で行われているが、平日だと会社を休む必要があり受験しにくい。
- 30、法科大学院修了者と同等の学力＝司法試験レベルに感じた。予備試験で一般教養を出すなら、ロースクールでも当然その履修をすべき。
- 31、予備試験の合格者の人数がとにかく少ない。結局、試験は広い意味で知識なので、教科書をよく読んで理解すればよいと思う。それなら年齢、収入によらず誰でも受けられる試験の本来の司法試験に戻るべきだ。合格者の人数が先にあるのではなく、質が先にあるべき。
- 32、一般教養の60点という配点は高すぎる。実施的に東大生に有利であり、もう少し法律科目の配点を挙げて欲しい。
- 33、一般教養は不要である(3)。法律科目の1科目より高い配点は理解できない。また、内容についても法律家に必要なものか疑問。
- 34、予備試験には相応しく、もっと簡略化すべき。旧司なみの短答→論文→口述で半年がかりは重すぎる。短答で十分だと思う。受験料も17500円は高い。
- 35、法科大学院自体に問題がある。法科大学院を出るには金がかかるが、法曹になっても回収できないのではという不安あり。
- 36、細切れはやりにくい。午前中(9時から12時)で一般教養、民事系を一緒にして午後(1時半から4時半)で公法系、刑事系プラス私の希望の労働法、倒産法を各3時間ずつまとめてやるべき。特に午後では、1時間づつ2コマは集中力を欠く状態になった。

- 37、ロースクール、予備試験もなくし、以前の旧司法試験に戻して欲しい。
- 38、新司の受験資格であるのに、口述まであるのはおかしい。
- 39、試験時間に対して問題数が少し多い。全体的に問題が簡単だったので、あまり差がつかないのではないかと。予備試験の受験資格では、法科大学院生が受験できることに違和感あり。
- 40、合格者の数や評価について分からないところが多い。基準を明確化すべき。
- 41、集合時間が早すぎる。最低でも1時間遅くして欲しい。
- 42、なぜ予備試験を新司の受験資格としたのかわからない。新司で結局、法科大学院の学力を見ればよいので、短答を共通にしてまで、別の試験を設けた意味がわからない。
- 43、よりよい予備試験のためによりしくお願いします。
- 44、新司法試験の合格者を適格者主義で判定するなら、予備試験の合格者も同様の判定で当然
- 45、法科大学院卒業と同程度の力を見る以上、短答を課す法律科目を増やし、さらに広い分野の基礎知識を習得したか点検すべきである。公法系と刑事系は連続した2時間でやるように変更すれば、一日で終わらせることも可能である。予備試験に口述試験を課することは、法科大学院卒業と同程度の力を見る目的から外れるので廃止すべきである。論文の合格をもって最終合格とし、速やかに本試験の勉強をさせて欲しい。
- 46、法科大学院修了生が一般教養科目で相当の点数が採れるか疑問な内容を、なぜ求めるのか。受験料が旧司法試験の倍以上という高さに疑問。出題数と試験時間、そして試験と試験の合間の時間を減らして欲しい。今後は合格のために予備校に通う必要性を痛感し、結局、司法改革の目的は達成されないのではないかと。
- 47、法律基本科目の短答試験は、知識偏重という意見もありますが、試験にはこの分野の制度、条文も勉強しておいて欲しいというメッセージもあり、細かい手続き等を出題するのは当然ではないかと思う。
- 48、予備の短答と合わせて、新司の択一が最終日になるのは不当。
- 49、一般教養の配点を大幅に縮小し、できれば廃止すべき。
- 50、到達すべきレベル、合格者数などまったく情報がない。不親切な試験である。
- 51、現在の法科大学院制度が日本の司法にとって有用なものか考えにくい。一連の司法改革に疑問あり。予備試験もおまけのような感じがする。
- 52、旧司法試験の問題と比べると考える時間がない。そのため、問題と選択肢を見て瞬時に解答できないと時間オーバーで不合格となる。その上、問題数も制限時間に比べて多く、刑事、公法系は問題文を読むのに時間を採られる。

53、最初、法科大学院志望でしたが、経済的事情から予備試験を始めました。気になるのは予備試験の合格者数、合格率がどの程度になるのか、来年度の新司法試験で、予備試験経由の合格率が法科大学院と比べて差がでるかということ。

→合格基準の明確化 (2)

54、現行の法科大学院では、財力と時間に余裕のある者しか法曹への道は開かれていない。多様な人材を確保するために予備試験制度を拡充すべきである。

55、法律科目をまず行い、一般教養を最後に行う順序がよい。

56、短答式の試験地に金沢市を加えて欲しい。旧司法試験では金沢市があり、今回のように試験日前日に会場近くで宿泊する必要がなくよかった。金沢市内でも200人近くの受験生がいた。大学を卒業した人は一般教養を免除して欲しい (4)。

57、新司法試験の制度自体が法科大学院に通う時間やお金のない人に法曹への道を閉ざす結果になってしまっており、「多様な人材を法曹に」の理念にかえって逆行している。

58、大卒なのに、なぜ一般教養を受けなければならないのか。現在、弁護士、検察官、裁判官として活動している人たちがこれを何問解けるのか知りたい。百人一首を知らないで法律家として困ることがあるのか？

59、法科大学院と同等レベルの公正な選抜として欲しい。

60、法科大学院は費用がかかり過ぎ、経済的に余裕がない中でなんとか通学している。大学院の授業は実務的で、役に立つものが多く通い続けたい気持ちが強いが、その一方で自己負担を少しでも減らしたいというのが率直な気持ちです。その意味では、安易に予備試験の合格者枠を減らすことのないようにして欲しい。予備試験が法科大学院の抜け道といわれても、経済的に余裕がなく、家庭の事情や、業務都合、転勤などのために通えない人材は数多くいます。そういう方でも希望をもって受験できるようにして欲しい。

61、受験料が高い。

62、試験開始前に問題集の封かんシールを破らないように注意があったが、その時、試験監督

官から不審な行動が見られた場合「取り調べます」と各科目の試験前に何度も注意があった。

被疑者扱いしているようで不快な気持ちになった。

63、予備試験が一年がかりでは長すぎる。法科大学院にいけない理由を考えると、もっと短時間で可否がでるようにすべき。もしくは予備試験合格者は、新司法試験の二次から受験できる対策が必要。

64、短答式試験の教養科目のウエイトが高すぎる。範囲も広く準備しづらい。結局、何もしなかった。教養は廃止して欲しいが、残すなら論文と同様に10%以下の割合にして欲しい。何の教養を見たいのか不明。旧試験と比べ実務科目と教養が負担となりバランスよく勉強するのが大変だった。

65、予備試験を正規のルートとすべきで、少なくとも法科大学院ルートよりも合格者が少ないということはあってはならない。旧司法試験の短答式も、この程度のレベルであるべきだった。旧試験は、徒に時間を使わせ、落とすための試験としか思えない。旧試験の短答式

1回も合格してない人がたくさんいる。そういう人の一度でも合格の嬉しさを味わせるべきであった。そうすれば、もっとたくさんの方がこの試験のために努力したはずである。

66、一般教養について英語は、読解力を試すべき。単語テストになっている。「抜け道」「ずるい」との報道が目立っているが、ロースクール制度と対等であるべきともっと報道すべき。ロースクールで素晴らしい教育が行われているなら、2年間に300万円支払って行く価値があるので堂々と予備試験の合格者を増やして欲しい。ロースクールに魅力は全くない。

67、法曹試験の一般教養ならば、例えば「白バイ事故の目撃証言において、警察官の証言と第三者の証言とどちらが信用できるか」といった出題をするならともかく、一般教養とは名ばかりで、問われた内容は、文学、化学等の法曹とは無関係な専門知識である。法曹という職業選択の自由を制限する試験制度において、法曹と無関係な知識を要求し、それに欠ける者を不合格とし、職業選択の自由を制限するのは憲法違反であることは明らかである。

教養問題を出題すれば、限られた勉強時間のうち、法律を勉強する時間が相対的に減少することになるから、近年問題になっている合格者の質の低下を拡大することになる。

弁護士会は、これらのことを十分承知であり、憲法違反である一般教養の内容についてどう思うかと、アンケートで聞くべきであって、憲法違反である試験の各科目がどうだったかを聞くのは的外れであり、その点は甚だ残念である。また、司法試験委員の質の低下が顕著であり、司法試験委員任命にあたり、憲法の基本的な知識を試す試験を課す必要があると思う。

68、予備試験もロースクールも不要。

69、一般教養はそもそも不要。ロースクールでもこのような勉強はしていないはず。仮に存続させるにしても、以下の検討を法務省はして欲しい。①配点を下げる。他科目同様に30点程度。2科目分は比重が高すぎる。②知識問題はやめて、思考型にして欲しい。暗記に走る受験オタクが増えることが懸念される。③総合計方式のみでなく、総合計又は法律で〇点以上なども検討して欲しい。一般は勉強がしづらく、いくら法律を勉強しても一般で落第しては

70、合格発表がネットだけであるのはおかしい。また、合格者数が事前にわからなければ、力のいれようがない。

大学 ¥	
中大平9年、	15
早稲田大学平成9年、	8
東大平成22年、	7
明治大学	7
京大平9年、	6
日大平21年、	3
専修大学平14年、	3
慶大昭54年、	3
法政大学昭62、	2
東北大昭和48年、	2
大学平4年、	2
青山学院大学平22年、	2
高卒 (2) 、	2
立命館大学平成14年、	1
明治学院大学平20年、	1
北大昭和62年、	1
文教大学平成9年、東	1
同志社大学平8年、	1
東洋大平14年、	1
都立大学昭和59年、	1
津田塾大平4年、	1
短期大学卒昭58年、	1
拓殖大学平成元年卒、	1
大阪大昭51年、	1
専修大学法科大学院平18年、	1
千葉大学平成2年、	1
静岡大学平3年、	1
静岡市立商業高校平成6年、	1
静岡県立大学大学院薬学研究科2011年卒、	1
神奈川大平12年、	1
私立大学卒平成4、	1
京理科大学大学院理学研究科、	1
関西学院大学平成9年、	1
沖縄大学、	1
横浜国大 昭和50年卒、	1
一橋大学平12年、	1
ジュネーブ大学平成16年、	1